

待機加点に係る確認のお願い

平素は、本市保育行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

みだしの件につきまして、認可保育施設が入所利用調整の結果保留となり、認可外保育施設・一時預かり事業等をご利用いただいた場合は下記の条件を満たすと待機加点の対象となります。

ご確認いただき、必要に応じて書類をご提出いただきますようお願いいたします。

【待機加点の対象となるための条件】

1. 保育施設等入所申込を行い、保留となっていること
⇒ 有効な保留通知をお持ちの状況が必要です。
2. 認可外保育施設・一時預かり事業等を月 64 時間以上利用していることを証明する書類を確認
⇒ 別添の在籍証明書か、同種の証明書類の提出をお願いいたします。
3. 就労要件の場合、就労していること（育児休業取得中の方は復職証明書により復職を証明）
⇒ 就労済みの実施理由証明書か、復職証明書が必要です。

※ 5月利用調整における2の書類は、加点を反映させるためには4月5日までの提出が必要となります。

そのため、月 64 時間以上ご利用をする見込みや予定であることを証明する書類の提出をお願いいたします。

【加点点数について】

上記条件がそろったことが確認できた次の月の利用調整から加点されます。

保育の要件の変更や失効により、加点となる条件を満たさなくなった場合や、事実と異なる申請が行われた場合は入所内定の取り消しや、退所となる可能性があります。

具体的な加点点数と、加点例は裏面をご覧ください。

○加点点数の例

① 保留となった 利用調整月	② 認可外保育施設等を 利用開始した月	③ 在籍証明書等を 提出した日	加点点数
4月入所 利用調整	4月	4月5日	5月利用調整から10点加算
		4月6日	6月利用調整から10点加算
		10月5日	11月利用調整から10点加算
	6月	6月14日	8月利用調整から8点加算
		10月14日	12月利用調整から8点加算
		10月3日	11月利用調整から6点加算
5月入所 利用調整	4月	5月2日	6月利用調整から9点加算
		10月3日	11月利用調整から9点加算
	6月	6月14日	8月利用調整から8点加算
		10月14日	12月利用調整から8点加算
		10月3日	11月利用調整から6点加算
	10月入所 利用調整	4月	10月3日
6月		10月14日	12月利用調整から4点加算
8月		10月3日	11月利用調整から4点加算

- ・加点点数は①と②の遅い方の月で決まります。
- ・加算時期は①と②と③のすべてが確認できたタイミングで決まります。
- ・最短で加算対象となるのは、利用調整月の翌月からとなります。
- ・就労要件の方は復職済または就労済である必要があります。

なお、令和5年度中に認可保育施設に入所内定とならず、令和6年4月入所申込される場合は、令和6年4月入所利用調整において、お持ちの待機加算が繰り越されます。

○【参考】各月の利用調整申込締切日

入所申込月	申込開始日	申込締切日
5月入所	3月1日(水)	4月5日(水)
6月入所	4月3日(月)	5月2日(火)
7月入所	5月1日(月)	6月5日(月)
8月入所	6月1日(木)	7月5日(水)
9月入所	7月3日(月)	8月4日(金)
10月入所	8月1日(火)	9月5日(火)
11月入所	9月1日(金)	10月5日(木)
12月入所	10月2日(月)	11月2日(木)
1月入所	11月1日(水)	12月5日(火)
2月入所	12月1日(金)	1月5日(金)
3月入所	1月4日(木)	2月5日(月)

○加点点数表

R5. 4	加算対象化	10点	R5. 9	加算対象化	5点
R5. 5	加算対象化	9点	R5. 10	加算対象化	4点
R5. 6	加算対象化	8点	R5. 11	加算対象化	3点
R5. 7	加算対象化	7点	R5. 12	加算対象化	2点
R5. 8	加算対象化	6点	R6. 1	加算対象化	1点